

特約の取扱いの一部変更等に関するお知らせ

2019年7月1日より、多様化する生前贈与ニーズ、人生100年時代を背景に高まる介護ニーズに幅広くお応えできるよう特約の取扱いを下記の通り変更いたしますのでお知らせいたします。

2019年6月30日以前にご加入されたお客さまにも変更後の内容が適用されます。

なお、付加できる特約は保険種類により異なりますので、ご不明な点などございましたら、下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

記

1. 生存給付金支払移行特約

	変更前	変更後
生存給付金受取人	1名のみ	1契約で8名まで贈与可能
払込保険料の贈与割合	全部 または 一部	
生存給付金の支払期間	2年～40年(1年単位)	

※生存給付金受取人は2回目の生存給付金支払以降のお取扱いとなります。

2. 介護年金支払移行特約

	変更前	変更後
特約締結日の被保険者の年齢	95歳まで	年齢制限なし

※年金の支払管理等に必要な費用は、年金支払開始日に1.0%の範囲内で毎年の費用を当社が定めます。

3. 指定代理請求特約

	変更前	変更後
特約の対象となる 保険金等の取扱範囲	保険金、給付金または年金（保険料の 払込免除を含む）	保険金、給付金または年金（保険料 の払込免除、 年金の一括支払 を含 む）

《お問い合わせ先》
T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター
フリーダイヤル 0120-302-572
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）